様式第２０号（第２２条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

（住所）

（氏名）　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　橿原市議会議長

保有個人情報訂正決定通知書

　　　　年　　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、橿原市議会個人情報の保護に関する条例（令和４年橿原市条例第３８号）第３５条第１項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有  個人情報の名称等 |  |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正決定をする  内容及び理由 | （訂正内容）  （訂正理由） |
| 個人情報の所管課 | 課 |
| 備考 |  |

(教示)　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、橿原市議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、橿原市を被告として（訴訟において橿原市を代表する者は橿原市議会議長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注）　お問合せ先：議会事務局（電話　　　　　　　　　　　）